その他告示

○内閣官房告示第一号

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第三条第一項及び第二項の規定に基づき、対象施設の敷地及び当該対象施設に係る対象施設周辺地域を次のとおり指定する。

令和七年十一月二十八日

内閣官房の庁舎であって東京都港区赤坂二丁目四番六号に所在するもの

内閣総理大臣　高市　早苗

対象施設の敷地	東京都港区	赤坂二丁目四番（次の図面に示す部分に限る。）
対象施設に係る対象施設周辺地域	東京都千代田区	永田町二丁目二番から七番まで及び十番から十二番まで並びに霞が関三丁目七番
	東京都港区	赤坂一丁目一番、三番から九番まで及び十一番（次の図面に示す部分に限る。）、赤坂二丁目一番から二十番まで、赤坂三丁目四番から六番まで及び十二番から十四番まで並びに赤坂六丁目二番、五番（次の図面に示す部分に限る。）及び六番
備考		

一　「次の図面」は省略し、その図面を内閣官房に備え置いて縦覧に供する。

二　側端の一方のみがこの表の対象施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象施設の敷地及び対象施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

附　則

この告示は、令和七年十二月八日から施行する。

○内閣府告示第百三十一号

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第三条第一項及び第二項の規定に基づき、対象施設の敷地及び当該対象施設に係る対象施設周辺地域を次のとおり指定する。

令和七年十一月二十八日

内閣府の庁舎であって東京都港区虎ノ門二丁目二番三号に所在するもの

内閣総理大臣　高市　早苗

対象施設の敷地	東京都港区	虎ノ門二丁目二番（次の図面に示す部分に限る。）
対象施設に係る対象施設周辺地域	東京都千代田区	霞が関三丁目二番から八番まで
	東京都港区	赤坂一丁目一番から十一番まで、虎ノ門一丁目二番、三番、七番、九番から十七番まで及び二十一番から二十三番まで、虎ノ門二丁目一番から六番まで、九番及び十番、虎ノ門三丁目一番から六番まで、七番（次の図面に示す部分に限る。）、八番及び十一番並びに虎ノ門四丁目一番（次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を内閣府に備え置いて縦覧に供する。

二　側端の一方のみがこの表の対象施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象施設の敷地及び対象施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

附　則

この告示は、令和七年十二月八日から施行する。

○内閣府告示第百三十二号

次に掲げる組換えＤＮＡ技術によって得られた生物及び組換えＤＮＡ技術によって得られた生物を利用して製造された添加物については、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）第１のＡの２及び第２のＤに規定する安全性審査を経たので、組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続（平成十二年厚生省告示第二百三十三号）第三条第四項の規定に基づき公表する。

令和七年十一月二十八日

内閣総理大臣　高市　早苗

組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査を経た生物

品種	名称	申請者
てんさい	除草剤グリホサート、グルホシネート及びジカンバ耐性テンサイＫＷＳ20－１系統	バイエルクロップサイエンス株式会社

組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査を経た添加物

品目	名称	申請者
キシラナーゼ	ＮＧＸ株を利用して生産されたキシラナーゼ	ダニスコジャパン株式会社

○法務省告示第百四十三号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

令和七年十一月二十八日

法務大臣　平口　洋

東京法務局所属

茂木　善樹

○財務省告示第三百四号

国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により令和七年十月十日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

令和七年十一月二十八日

財務大臣　片山さつき

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額100円当たりの買入価格
利付国庫債券（物価連動・10年）	第21回	1,500,000,000円	100.56円
〃	第24回	1,200,000,000円	101.99円
〃	第30回	3,500,000,000円	99.46円
〃	第30回	13,900,000,000円	99.54円
合計		20,100,000,000円	